

重要事項説明書

指定訪問介護

介護予防・日常生活支援総合事業

介護サービスひだまり

1.事業者

法人名	社会福祉法人 河内厚生会
法人所在地	茨城県稲敷郡河内町生板 8907
電話番号	0297-84-0311
代表者氏名	理事長 秋山 義継
設立年月日	平成12年11月
主な事業	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・短期入所療養介護 短期入所生活介護・通所介護・居宅介護支援・訪問介護・ 介護予防・日常生活支援総合事業(訪問介護・通所介護)・訪 問入浴介護・介護予防訪問入浴介護・障害福祉サービス・認 知症対応型通所介護・認知症対応型共同生活介護・特定福 祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売・小規模多機能型 居宅介護・地域密着型特別養護老人ホーム・サービス付き高 齢者向け住宅・訪問看護・介護予防訪問看護

2.事業所の概要

事業所名称	介護サービスひだまり
事業所種類	指定訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業
指定事業所番号	0873801211
事業所所在地	茨城県稲敷郡阿見町中郷 2-3-4
電話番号	029-893-6588
事業所の通常の事業の実施地域	阿見町・龍ヶ崎市・稲敷市・取手市・つくば市 牛久市・利根町・河内町・美浦村・土浦市・守谷市 (ただし、通常の事業の実施地域以外であっても 利用決定された場合はこの限りではない。)

3.営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日までの全日・祝祭日
営業時間	午前0時から午後24時
その他	転送電話等により、24時間緊急連絡が可能

4.事業所の職員体制

事業所管理者氏名	長谷川 聡
従 業 員 数	15名(常勤12名・非常勤3名)全員有資格者

職	職務内容	人員
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 ・従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤1名 サービス提供責任者と兼務
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 ・訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。利用者へ訪問介護計画を交付します。 ・指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 ・訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 ・訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 ・訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 ・訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 ・訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 ・その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。 	常勤6名
訪問介護員	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。 ・サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 ・サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 ・サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。 	常 勤 6 名 非常勤 4 名

5.事業の目的及び運営の方針

<p>事業の目的</p>	<p>要介護状態、要支援状態にある高齢者に対し、利用者の意思及び人格を尊重し、日常生活に必要な家事等について、その利用者が可能な限り当該利用者の居宅においてその状態等を踏まえながら身体介護、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護(介護予防・日常生活支援)を提供することを目的とする。</p>
<p>運営の方針</p>	<p>(指定訪問介護) 要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。</p> <p>(介護予防・日常生活支援) 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。</p> <p>利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保険・医療・福祉サービス等と密接な関係を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供をおこなう。</p> <p>※事業を運営するに当たり、地域(市町村)、保健医療サービス事業者、福祉サービス事業者等、各関係機関との連携に努め、常に利用者の立場に立ったサービスを行うこととする。</p>

※『介護予防訪問サービス』(阿見町・美浦村実施)『訪問介護相当サービス』(稲敷市・つくば市・土浦市・河内町実施)、『国基準訪問型サービス』(龍ヶ崎市実施)は、事業名称が異なるが同じ事業内容である。

6.当事業所が提供するサービスと利用料金

(1)介護保険の給付及び介護予防・日常生活支援総合事業の対象となるサービス

指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問介護及び指定介護予防・日常生活支援が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の提示を受け「利用者負担の割合」欄に記載された割合の額とする

【サービス内容・訪問介護】

サービス区分と種類	サービス内容	
訪問介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき利用者及び家族の意向や心身の状況等のアセスメントを行い援助の目標に応じ具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。 ・訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し同意を得、交付します。 ・それぞれの利用者について、訪問介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 ・サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置づけられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。 	
身体介護	入浴介助	入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)・洗髪等を行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換等を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、高脂血症食、嚥下困難者の為の流動食等)の調理を行います。
	食事介助	食事の介助を行います。
	体位交換	体位の交換を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	更衣介助	上着、下着等の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車椅子へ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助等を行います。
自立生活支援のための見守りの援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む) ・入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒防止のための声かけ、気分の確認などを含む) ・ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心に必要な時だけ介助) ・排泄等の際の移動時、転倒しないようについて歩く(介護は必要時だけで事故がないように常に見守る) ・洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけ 	

生活 援 助	調理	ご利用者の食事の用意を行います。 (ご家族分の調理は行いません。)
	洗濯	ご利用者の衣類等の洗濯を行います。 (ご家族分の洗濯は行いません。)
	掃除	ご利用者の居室の掃除を行います。(ご利用者の居室以外の居室・ 庭等の敷地の掃除は行いません。)
	買い物	ご利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。(預 金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)
	薬とり	受診を必要としない方の処方薬のみ、薬の受取を行います。

【サービス内容 介護予防・日常生活支援】

基本的な取扱いについては、訪問介護の取扱い方針に従うこととする。

「身体介護中心型」「生活援助中心型」の区分を一本化しており、対象となるサービスの範囲については、訪問介護と同じ取扱いとします。

★介護予防訪問サービスは、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。
その為、上記のサービスは、例えばご利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によって行います。

★サービスの実施頻度は、介護予防計画(介護予防ケアマネジメント)において、支給区分が位置付けられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防・日常生活支援計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

★ご利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防訪問サービス計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

★家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。
(調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、衣類の整理)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

★介護保険給付の支給限度額を超えて訪問介護サービス又は介護予防・日常生活支援サービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

【保険給付として不適切な事例への対応】

次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

①「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接(お茶、食事の手配等)
- ・自家用車の洗車・清掃等

②「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・草むしり ・花木の水やり ・犬の散歩等ペットの世話 等
日常的に行われる家事の範囲を超える行為
- ・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・お正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

(3) 基本利用料 (別表)

- ① ご利用者の利用したサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をご負担いただきます。但し、ご利用者が以前に保険料の滞納がある場合は、ご利用者より「厚生労働大臣の定める基準額」の 10 割をいただき当事業所が発行するサービス提供証明書をもってその後市町村から、ご利用者の介護保険負担割合に応じた額の払い戻しをうけることができます。
- ②ご利用者がまだ、要介護認定又は要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ③介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ④介護予防・日常生活支援
- ・ご利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問サービス計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防訪問サービス計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額しません。
 - ・以下の対象事由に該当する場合は、各市町村で定めた方法で算定します。
 1. 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
 2. 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
 3. 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
 4. 月途中で開始した場合
 5. 月途中で終了した場合

(4) 利用料、その他の費用の請求及びお支払い方法

請求方法	前記(1)・(2)料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、翌月 15 日までにご請求いたします。
お支払い方法	<p>ご請求月末日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。</p> <p>ア) 直接現金払いとする。 (請求書発行後、サービス従事者が集金)</p> <p>イ) 利用者指定金融機関口座からの自動振替 ご利用できる金融機関:INET 利用可能金融機関 ゆうちょ銀行</p> <p>★お支払の確認をしましたら、支払方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。</p>

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払について、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から3ヶ月以上遅延し、さらに支払の督促から14日以内に支払がない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

(5)利用の中止・変更・追加

- ★利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問介護サービス又は介護予防訪問サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに担当介護支援専門員又は事業所に申し出てください。
- ★利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって訪問介護サービス利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

【訪問介護サービスキャンセル料】

利用予定日の前日までに申出があった場合	無料
利用予定日、サービス従事者が利用者宅を訪問する前に申し出があった場合	当日利用料金の50%
利用予定日、サービス従事者が利用者宅を訪問後に申し出があった場合	当日利用料金の100%

- ★サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供がきでない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- ★事業所の事由により、急にサービスの提供が中断・中止となった場合やむを得ずサービスを中断・中止せざるを得ない状態が生じた時は、管理者が利用者と誠意をもって協議し、対応します。(代替の同サービスを提供等)

7.サービスの利用に関する留意事項

被保険者証・介護保険負担割合証の提示	サービス利用の際には介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を提示して下さい。 これ等の証の記載事項に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。
サービス提供を行う訪問介護員	サービス提供時に、担当訪問介護員を決定します。但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

<p>訪問介護員の 交替</p>	<p><u>①ご利用者からの交替の申し出</u> 選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、ご利用者から特定の訪問介護員の指定は出来ません。</p> <p><u>②事業所からの訪問介護員の申し出</u> 事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。</p>
<p>サービス実施時の 留意事項</p>	<p><u>①定められた業務以外の禁止</u> 利用者は「6.当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。</p> <p><u>②サービスの実施に関する指示・命令</u> 訪問介護サービス又は介護予防訪問サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業所は訪問介護サービス又は介護予防訪問サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。</p> <p><u>③備品等の使用</u> 訪問介護サービス又は介護予防訪問サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。</p>
<p>訪問介護員の 禁止事項</p>	<p>訪問介護員は、ご利用者に対する訪問介護サービス又は介護予防訪問サービス(介護予防・日常生活支援サービス)にあたって、次に該当する行為は行いません。</p> <p>①医療行為</p> <p>②ご利用者又は家族等の金銭・預貯金通帳・証書・書類などの預り</p> <p>③ご利用者又は家族等からの金銭・高価な物品・飲食の授受</p> <p>④ご利用者の家族に対するサービスの提供</p> <p>⑤ご利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除・庭掃除など)</p> <p>⑥ご利用者の居宅での飲酒・喫煙・飲食</p> <p>⑦その他、ご利用者又は家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動・その他迷惑行為</p>

8.緊急時の対応方法

サービス提供中に、容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、別紙による事前の打合せにより、速やかに主治医の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

9.事故発生時の対応方法

- (1)ご利用者に対する訪問介護サービス又は介護予防・日常生活支援サービスを提供により事故が発生した場合は、市町村、ご契約者の家族等、ご利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、ご利用者に対する訪問介護サービス又は介護予防・日常生活支援サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、不可抗力による場合を除き損害賠償を速やかに行います。但し、ご利用者に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。
- (2)事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

10.サービス提供の記録

- (1)訪問介護サービス又は介護予防・日常生活支援サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の完結の日から5年間保存します。
- (2)ご利用者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。
(1枚につき:10円)

11.高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、研修等を通じて、従業者の人権意識の向上・知識や技術の向上に努め等必要な措置を行います。

12.身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- ① 緊急性 : 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ② 非代替性 : 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③ 一時性 : 利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

13. 苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は下記の専用窓口で受け付けます。

事業所窓口	
窓口名称	介護サービスひだまり 苦情処理係
担当者職、氏名	管理職 長谷川 聡
電話番号	029-893-6588
受付時間	毎週 月曜日～金曜日 午前9時～午後6時

(2) 行政機関その他苦情受付期間

町・市役所 介護保険担当課	所在地: 電話番号: 受付時間:
国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室	所在地: 茨城県水戸市笠原町 978-26 電話番号: 029-301-1565 受付時間: 平日(月～金)8:30～17:00

別表

《重要事項説明書による利用料金表》

◆介護保険法による訪問介護サービス費

それぞれの訪問介護サービスについて、平常の時間帯(午前8時から午後6時)1回の単位は次の通りです。

サービス内容	提供時間	単位
身体介護	20分未満	196単位
	20分以上30分未満	293単位
	30分以上1時間未満	464単位
	1時間以上1時間30分未満	680単位
生活援助	20分以上45分未満	215単位
	45分以上	264単位
身体・生活 20分以上の身体介護 に引き続き生活援助を 行う場合	身体20分+生活20分以上45分未満	371単位
	身体20分+生活45分以上70分未満	449単位
	身体20分+生活70分以上	527単位

※平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合
次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

早朝加算 (午前6時～午前8時)	25%	各報酬の該当項目に応じて左記の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は介護保険の支給限度額の範囲内であれば介護保険給付の対象となります。
夜間加算 (午後6時～午後10時)	25%	
深夜加算 (午後10時～午前6時)	50%	

※2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合、利用者同意のもと、ヘルパー2人同時訪問しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍となります。

◆介護予防・日常生活支援総合事業サービス費(介護予防訪問サービス)

予防訪問介護Ⅰ おおむね週1回	予防訪問介護Ⅱ おおむね週2回	予防訪問介護Ⅲ おおむね週3回
1,176単位	2,349単位	3,727単位

注：上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める介護予防訪問介護の金額に相当する金額であり、介護予防訪問介護の金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

関係法令に基づいた下記の費用が、別途利用者負担金に加算されます。

項目	単位	加算内容
初回加算(1月につき)	200 単位	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し加算
緊急時訪問介護 加算 (1回につき)	100 単位	居宅サービス計画に位置づけられていない訪問介護(身体介護中心のものに限る)を利用者又はその家族等から要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算
特定事業所加算 (I)	20%	厚生労働大臣の定める基準に適合した場合、訪問介護サービスのみ、所定料金に加算されます。
同一建物減算	-10%	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
	-15%	上記建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上場合
	-12%	正当な理由なく、事業所において、前 6 月間に提供した訪問介護サービスの提供件数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が 90%以上である場合

処遇改善加算 V7	16.3%
地域区分 7 級地	1 単位あたり 10.21 円

地域区分	4 級地(10.84 円)	牛久市
	5 級地(10.70 円)	龍ヶ崎市・つくば市・守谷市
	6 級地(10.42 円)	土浦市・利根町
	7 級地(10.21 円)	阿見町・河内町・稲敷市
	その他(10.00 円)	美浦村

※ 利用時間・利用内容に基づき、地域区分及び処遇改善加算が乗算され、利用料金が算定されます。

※ 1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で差異が生じる場合があります。

ご利用者自己負担は介護保険負担割合証の提示を受け「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払い頂きます。

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-----------------

指定訪問介護サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名	介護サービスひだまり
説明者氏名	印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービス又は介護予防訪問介護サービス(介護予防・日常生活支援総合事業サービス)の提供開始に同意しました。

利用者住所	
利用者氏名	印
代理人住所	
代理人氏名	印
利用者との続柄	